

国民年金からのお知らせ

◆令和5年度申請免除の受け付けが始まります◆

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。
※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満までの方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。

免除となる所得の目安（申請する年度の前年所得で審査されます。）

扶養人数	全額免除 納付猶予	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
3人扶養(ご夫婦、お子さん2人)	172万円	202万円	242万円	282万円
1人扶養(ご夫婦のみ)	102万円	126万円	166万円	206万円
扶養なし	67万円	88万円	128万円	168万円

※上記の所得の目安は、標準的なモデルを基に計算しています。所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合もあります。

免除となる申請期間：7月分～翌年6月分

- ・前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。
(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続は不要です。)
- ※過去の期間については、申請日より、原則2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

申請手続

- 受付期間 7月3日(月)から
- 申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所
- 持ち物 基礎年金番号の分かるもの
(失業などを理由とするとき)雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。
承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。
ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乗せされます。
老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。
※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

☎中村年金事務所 国民年金課 ☎(052)453-7200
自動音声案内「2」番を押した後、もう一度「2」番を押してください。

宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで購入できる!

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

宝くじ公式サイト



お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター | TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) | TEL 011-330-0777 (有料)

弥富市国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税率および課税限度額(上限額)について

医療費分に係る資産割廃止に伴い、令和5年度国民健康保険税率および課税限度額(上限額)が以下のとおり変更になります。

【国民健康保険税率】

区分	令和4年度	令和5年度
	医療費分	
所得割額	5.80%	6.40%
資産割額	8.00%	廃止
均等割額(1人分)	24,400円	27,000円
平等割額(1世帯毎)	21,000円	22,000円
後期高齢者 支援金等分		
所得割額	2.00%	2.25%
資産割額	—	—
均等割額(1人分)	8,400円	9,400円
平等割額(1世帯毎)	6,100円	6,400円
介護納付金分		
所得割額	1.49%	2.13%
資産割額	—	—
均等割額(1人分)	8,900円	11,500円
平等割額(1世帯毎)	5,800円	6,200円

【課税限度額(上限額)】

区分	令和4年度	令和5年度
	医療費分	65万円
後期高齢者 支援金等分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	変更なし

国民健康保険税の低所得者の世帯に対する軽減基準について

令和5年度国民健康保険税の低所得者の世帯に対する均等割と平等割の軽減基準が以下のとおり変更となります。

区分	軽減基準(世帯主所得+国保加入者所得=総所得)	
	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1)	変更なし
5割軽減	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1) +(28万5千円×被保険者数)	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1) +(29万円×被保険者数)
2割軽減	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1) +(52万円×被保険者数)	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1) +(53万5千円×被保険者数)

※給与所得者などの数：一定の給与所得者と公的年金などに係る所得を有する方の数をいいます。

未就学児の国民健康保険税均等割額が軽減されます

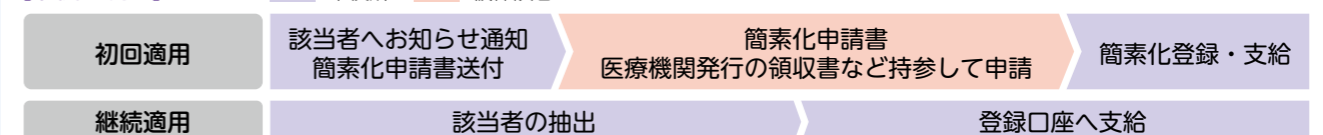
未就学児(令和5年度においては平成29年4月2日以降生まれの方)の国民健康保険税の均等割額について5割を軽減します。
世帯の総所得金額などの合計に応じ、均等割額が7割軽減、5割軽減または2割軽減されている世帯(所得軽減措置世帯)の場合は、その適用後の均等割額を更に5割軽減します。

所得軽減措置世帯	未就学児以外の軽減割合	未就学児の方の軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

令和5年4月診療分の申請から、高額療養費申請の簡素化を開始します

簡素化を行うことにより、被保険者皆さんの窓口来庁への負担軽減を目的として高額療養費申請の簡素化を開始します。
高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えたとき、その差額が支給される制度です。
※70歳未満の方と70歳以上の方では、限度額や条件が異なります。

【今後の流れ】



※市税の未納がある方・未申告の方は、従来の申請方法となります。

☎市役所保険年金課(内線122・123)